

令和7年4月18日	
所 属	納税課
所属長	和佐田 敏
電 話	06-6489-6273

令和6年度市県民税に係る督促状の記載誤りについて

1 事案の概要

令和7年4月14日発送の督促状（令和6年度市県民税森林環境税 特別徴収2月分）において、取扱期限を「令和7年4月24日」と記載するべきところを、「令和6年4月24日」として発送していたことが発覚したため、お知らせします。

2 件数

1,081件

3 経緯

令和7年4月16日に納税義務者の指摘により発覚したもの

4 原因

納税課からシステム事業者に対して督促状の作成を依頼する段階（令和7年3月18日）で、誤った日付を入力し依頼を行ってしまったこと、及びそのチェックが十分できていなかったことによるもの

5 今後の対応

誤った督促状を発送した全ての納税義務者に対し、令和7年4月21日に新たな督促状を発送します。その際、謝罪文を同封し、取扱期限についても令和7年5月1日と改めます。

また、再発防止に向けては、担当者が作業の上、別の職員が確認するというダブルチェックの従来体制に加え、トリプルチェックの上、事務処理を進めるなど、再発防止に努めていくこととします。

皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

以 上